

# 客引き行為等のアルバイトに注意

兵庫県では、「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、「客引き行為等の禁止地区」で客引き行為等を繰り返すと、**罰則**が適用されます。

## 禁止地区における禁止行為

- ① 客引き行為
- ② 勧誘行為
- ③ 客待ち・勧誘待ち行為
- ④ ①～③をさせる行為



アルバイトでも  
適用されます



## 禁止地区の罰則等

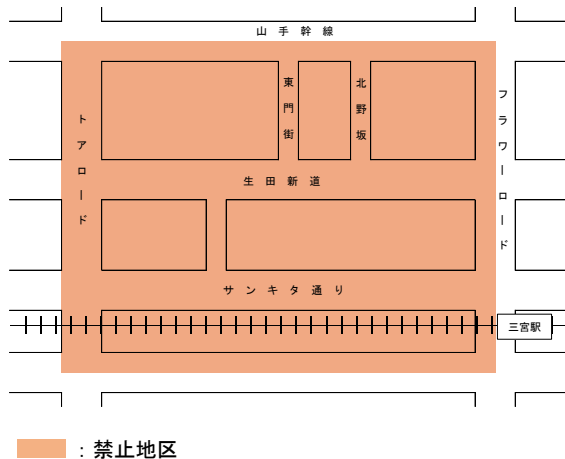
禁止地区において禁止行為を繰り返した場合

- 命令に違反した場合は、**5万円以下の過料**に処されます。
- **氏名等の公表**を行う場合があります。

- ※ 氏名等が公表されると、**進学・就職に影響**することも
- ※ 違反態様によっては、他の法律や条例に違反し**逮捕**されることも

## 禁止地区

三宮北部地域



阪急西宮北口駅北西地域



J R 甲子園口駅南側地域



※ 詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

